

北上市地域リハビリテーション部会設置要領

（設置及び目的）

第1 医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）から、特にも“日常の療養支援”及び“入退院支援”にあたって、自立支援と重度化防止の観点から、高齢者の特性に応じた健康づくりと介護予防の推進（健康寿命の延伸）を図ること。

また、在宅医療介護連携推進事業と地域リハビリテーション活動支援事業が連動し、医療保険で提供される急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で提供される生活期リハビリテーションへの切れ目ないサービス提供を推進し、多職種協働による地域リハビリテーション提供体制を構築することを目的として、北上市在宅医療介護連携推進協議会設置要領第3第2項に基づき、地域リハビリテーション部会（以下「部会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係専門職の業務実態（人材資源等）の把握に関すること
- (2) 医療と介護の提供体制の現状と課題の抽出・分析に関すること
- (3) 各種法律や制度改正に対応した各種連携ツールの検討
- (4) 関係専門職のニーズに対応した研修会等の開催に関すること
- (5) 年度ごとに活動方針を定め、北上市在宅医療介護連携推進協議会に諮ること

（組織）

第3 部会は、次に掲げる専門職種及び関係機関・団体等（以下「関係者」という。）をもって構成する。

- (1) リハビリテーション職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）
- (2) 管理栄養士
- (3) 歯科衛生士
- (4) 介護支援専門員
- (5) 保健師
- (6) 地域リハビリテーション広域支援センター（岩手中部/北上済生会病院）
- (7) 地域包括支援センター
- (8) 北上市健康こども部健康づくり課（管理栄養士、歯科衛生士）
- (9) 北上市福祉部長寿介護課
- (10) 北上市在宅医療介護連携支援センター

（部会長）

第4 部会に部会長を置き、関係者の互選とする。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、北上市在宅医療介護

連携支援センター（以下「在宅きたかみ」という。）の職員がその職務を代理する

（会議）

第5 部会は、在宅きたかみのセンター長が招集する。

（事務局）

第6 部会の事務局は、北上市福祉部長寿介護課（以下「北上市」という。）及び在宅きたかみで構成する。

2 部会の庶務は、在宅きたかみにおいて処理することとし、北上市はそれを補助する。

附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。

【部会設置の根拠】

北上市在宅医療介護連携推進協議会設置運営要領（抜粋）

（組織）

第3 協議会は、次に掲げる関係機関・団体等（以下「関係者」という。）をもって構成し、別表のとおりとする。

- (1) 医療機関及び医療関係の職能団体等
- (2) 介護施設及び介護関係の職能団体等
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 北上市在宅医療介護連携支援センター
- (5) その他医療と介護の連携に必要と認められる機関・団体等

2 協議会は必要に応じて部会を設置することができる。

